

令和5年度 市総合防災訓練について

1 目的

近年の気候変動に伴い、豪雨の発生頻度の増加や雨量の増大、台風の巨大化や移動速度の低下により、風水害が激甚化しています。岐阜県でも、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨と、梅雨前線の停滞や線状降水帯により、記録的な大雨となり、大きな被害が発生しました。

今年度は、線状降水帯による大雨を起因とする、本巣南部、糸貫及び真正地域では河川氾濫、根尾及び本巣北部地域では土砂災害を想定した防災訓練を実施します。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、3年ぶりの訓練となるため、情報伝達体制や職員の初動体制を再確認し、災害対応力の向上を図ります。また、自主防災組織等を中心とした防災訓練の実施を促し、地域の防災力、自助・共助の意識の高揚を図ります。

【重点項目】

- 本巣市災害対策本部機能の点検
- 被害情報及び関係機関との情報収集・伝達体制の確認
- 自助・共助の力の育成を目標とした自主防災組織が主体となった訓練

2 日時

令和5年8月27日（日）

(1) 市職員等 午前7時00分～午前11時00分

(2) 市民 午前8時00分～午前11時00分

雨天決行。ただし、警報が発令された場合は中止。中止する場合は、午前7時15分に防災無線により周知。

3 主唱・主催

主唱：本巣市防災会議

主催：本巣市

4 訓練参加機関・団体

本巢市内自主防災組織、岐阜市消防本部、国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所、（一社）もとす医師会、（一社）もとす歯科医師会、本巢市建設協会、（一社）岐阜県LPガス協会本巢支部、本巢地区トラック協議会、本巢市管工事組合、本巢市赤十字奉仕団、本巢市アマチュア無線クラブ、本巢市、本巢市議会、本巢市消防団、（福）本巢市社会福祉協議会

5 訓練想定

線状降水帯により、25日から断続的に雨が降り続き、27日午前7時には、降り始めからの雨量が300mmを越えている。雨は今後も継続して強く降り、一時的に非常に激しい豪雨となる見込みであり、すでに本巢市に大雨警報（土砂災害・浸水害）・洪水警報が発令中のなか、土砂災害警戒情報の発表が予想される。

市南部の地域で河川の氾濫の危険性が高まり、また市北部の地域では土砂災害の危険性が高まったため、市では高齢者等避難を発令。

市民は、市の避難情報に基づき避難場所に避難する。

	根尾・本巢北部地域	本巢南部・糸貫・真正地域
8:00	土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」	氾濫警戒情報が発表され、その後、根尾川山口水位観測所の水位が避難判断水位（3.5m）に到達し、洪水予報により、今後、氾濫危険水位を超える恐れ。
	警戒レベル3 高齢者等避難 発令	
8:15	土砂災害警戒情報が発表され、今後の降雨量の予測から、土砂災害の危険性が高まったため、直ちに避難する。	氾濫危険情報が発表され、その後、根尾川山口水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.9m）に到達し、今後さらに上昇する恐れ。
	警戒レベル4 避難指示 発令	
8:30	大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発令され、今までの降雨量と土壌雨量から、命に危険が及ぶ土砂災害が切迫している状況。	根尾川氾濫発生情報（根尾川の堤防が決壊したとの情報）。
	警戒レベル5 緊急安全確保 発令	

6 訓練内容

別添「令和5年度本巢市総合防災訓練日程表」参照。

7 安全管理事項

防災訓練の実施にあたっては、実施要綱等を熟知・厳守し、次に掲げるところによって安全管理の徹底を図る。

(1) 安全管理者

総括安全管理者 本巢市長

安全管理者 本巢市副市長、岐阜市消防本部本巢消防署長、本巢市連合自治会長

(2) 安全管理者の指導方針

安全管理者は、訓練実施に際して常に危険防止を心がけ、参加する各組織の構成員、班員等（以下「班員等」という）の体力、気力の把握と高揚に努め、安全軽視の態度をいましめ、絶えず基本を重視し、規律のある管理のもとに班員等及び使用機材を掌握して指導監督にあたり、危険と認めた場合は直ちに中止の指令を出すものとする。

(3) 各組織の長、リーダー、班長等（以下「班長等」という）の留意事項

- ① 訓練の実施にあたって、班員等に対し訓練の種別、目的及び内容並びに目標などを指示し、十分理解させること。
- ② 訓練の開始にあたって、事前に施設及び用具について十分その点検と確認を行い、不備欠陥のあるものは使用してはならない。また、必ず使用目的と性能に応じた方法で使用すること。
- ③ 訓練中における指示命令は、ためらいなく直ちに与え、班員等が安全かつ適確迅速に行動できるものでなければならない。

(4) 班員等の留意事項

- ① 訓練の実施にあたって、事前に計画の内容を熟知し、本部員・班長等、指揮者の注意を厳守して行わなければならない。
- ② 訓練を実施する班員等は、定められた服装を着衣し、身体保護のため、必ず保安帽等を着用すること。（市議会議員、災害対策本部員、市職員、消防団員のみ）
- ③ 訓練は、班員等相互の確実な連携動作によって安全性が保持できかつ確実性及び迅速性につながるため、動作の確認呼称と相互の合図を確実に実施しなければならない。
- ④ 訓練にあたっては、班員等の安全と訓練の効果を最大に発揮できるよう、全員が指揮者の指示に積極的に従い、協力しなければならない。
- ⑤ 訓練にあたって、自動車等については、交通法規を遵守すること。